^{労働保険事務組合の皆様へ} 令和7年度 労働保険 年度更新 **時告書の書き方**

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署へ



《中古·納付期日東終日である7月10日(木)は、金融機関急ロ・労働局・労働基準監督者において大変混雑する ことが予想されますので、お早めに申告・納付ください。

⚠️ 5月中の受付はできません (電子申請を含む)。

○労災保険における特別加入者について

特別加入者の給付基礎日額の変更を希望する場合は、

- ・3月2日から3月31日までに「給付基礎日額変更申請書」による変 更申請が必要です。
- ・年度更新期間中においては「保険料・一般拠出金申告書内訳」又は 「給付基礎日額変更申請書」により、当年度の給付基礎日額の変更 が可能です(災害発生前の変更申請が前提となります)。

く便利な申告・納付方法のご案内> 〇口座振替による納付 納付窓口に行かなくても、納付が 可能です。 (詳しくは、裏表紙を参照ください。) 〇電子申請による申告・電子納付 24時間どこでも申告・納付が可能 です。 (詳しくは、P.35を参照ください。)



1	申告書作成までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ.	3
2	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	Ρ.	4
3	労働保険対象賃金の範囲・・・・・・	Ρ.	5
4	労働保険対象者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ.	6
(5)	労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例・・・・・・	Ρ.	8
6	保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例	P. 1	10
7	申告書の記入要領及び記入例	P. 1	12
8	法人番号の記入について	P. 1	14
9	還付請求を行う場合について	P. 1	19
(10)	口座振替を利用している場合について	P.2	20
(11)	一括有期事業の申告書の書き方	P.2	21
(12)	一括有期事業報告書(様式第7号)の記入	P.2	<u>2</u> 4
(13)	一括有期事業総括表の書き方・記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.2	26
(14)	建設の事業の申告書の書き方・記入例	P.2	28
(15)	平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い	Р.3	31
(16)	事業の種類・労務費率・保険料率一覧表	Р.3	31
17	労災保険率適用事業細目表(建設事業)	Р.3	32
(18)	一般拠出金の申告·納付について	Р.3	34
(19)	電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法…	Р.3	35
20	e-Gov からの電子申請の方法	Р.3	37
(21)	GビズIDアカウントを利用した電子申請について	P.4	40
22	報奨金(電子化分)のお知らせ(令和7年度)	P.4	41
23)	申告書内訳、申告書作成チェックポイント	P.4	43

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働 保険の保険料の徴収等に関する法律第15条)と前年度の保険料を精算 するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関 する法律第19条)の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月2日から7月10日までの間に 行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を 課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間 (これを「保険年度」といいます。)を単位とし、その間ですべての 労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額 に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。



<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/roudouhoken.html



申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

(1) 申告書等の提出

2

<提出するもの>

- ① 保険料·一般拠出金申告書内訳
- ② 申告書の1枚目〔提出用〕

※申告書の2枚目〔事業主控〕と3枚目を切り離して提出してください。また、申告書の2枚目 〔事業主控〕は大切に保管してください。

※申告書の2枚目〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、申告書の1枚目〔提出用〕と一緒に労働 局又は労働基準監督署へご提出ください。郵送の場合は、返信用封筒(切手貼付)を必ず同封し てください。

※申告書の提出と同時に、労働保険料・一般拠出金を金融機関に納付する場合は、申告書と領収済 通知書(納付書)を切り離さずに金融機関へご提出ください。

<立木の伐採の事業>

③ 一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)

・一括有期事業の申告を行う場合は、以下の添付書類もご提出ください。

< 建設の事業>

- ③ 一括有期事業報告書(建設の事業)
- ④ 一括有期事業総括表(建設の事業)

<提出方法>



<提出先の機関>(申告書と添付書類は、それぞれ別の機関に提出することも可能です。)

	所!	掌1	所当	拿3
	申告書	添付書類	申告書	添付書類
金融機関	○ (※)	×	○ (※)	×
管轄の労働局	0	0	0	0
管轄の労働基準監督署	0	0	×	×
社会保険・労働保険徴収事務センター (年金事務所内)	0	×	0	×

※ 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

(2) 保険料・一般拠出金の納付

領収済通知書(納付書)を申告書から切り離さずに、金融機関へご提出いただき、 併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書(納付書) を金融機関にご提出いただき、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。 なお、口座振替による納付(裏表紙を参照ください。)、電子納付(P.35を参照 ください。)も可能です。

●労働保険料の納期限 (令和7年度)

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用し ない場合の納期限	7月10日	11月14日	2月16日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日



労働保険対象賃金の範囲

3

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者(年度途中の退職者 を含みます。)に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として 支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中(令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)に支払いが確定した賃金は、 算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金	とするもの	賃 金	としないもの
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞 与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金	
通勤手当	課税分、非課税分を問わない(※1)	死亡弔慰金	
定期券·回数券	通勤のために支給する現物給与	災害見舞金 年功尉労金	労働協約・就業規則等の定めがあると ないとを問わない
超過勤務手当 深 夜 手 当 等	通常の勤務時間以外の労働に対して支 払う残業手当等	勤続褒賞金 退職金	
扶養手当子供手当家族手当	労働者本人以外の者について支払う手 当	出 張 旅 費 宿 泊 費 赴 任 手 当	実費弁償と考えられるもの
技 能 手 当 特殊作業手当 教 育 手 当	労働者個々の能力、資格等に対して支 払う手当や、特殊な作業に就いた場合 に支払う手当	工具手当寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に 対して手当を支払う場合
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、 就業規則等の定めに基づき定額を支 払う手当(※2)	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて 賃金としない
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	作 病 毛 当 全	健康保険注第00条の相宗に基づくもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	杨州丁当亚	定於休候仏 界35米 の成定に至ってもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	假豆子生毛业	労働基準法第20条に基づいて労働者を
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等		屛雇りる原、屛雇口の30日以前に丁音 をしないで解雇する場合に支払う手当
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の 責に帰すべき事由により支払う手当	財産形成貯蓄	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当	等のため事業	の財産形成貯蓄を援助するために事業
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場 合	<u></u> 奨 励 金 等	場合(持株奨励金など)
昇 給 差 額	離職後支払われた場合で在職中に支払 いが確定したものを含む	会社が全額負担する生命保	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則 として含む	険の掛け金 	が保険料を全額負担するもの
社会保険適用 促進手 当	短時間労働者への社会保険の適用を促 進するため、労働者が社会保険に加入 するにあたり。事業主が労働者の保険	持家奨励金	いる場合で事業主が一定の率又は額の 利子補給金等を支払う場合
	料負担を軽減するために支給するもの	住宅の貸与を受ける利益(福利	 住宅貸与されない者全員に対し(住宅)
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使 協定(休業協定)等によってあらかじめ 支給条件が明確にされたもの	厚生施設として認められるもの)	均衡手当を支給している場合は、賃金 となる場合がある

(※1) 在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅-企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

(※2) 就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たること が明らかである部分は、賃金に含まれません。

4

労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な 考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や 雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を 受けるすべての者が対象となります。 また、海外派遣者により特別加入の承認を得 ている労働者は別個に申告することとなるので、そ の期間は対象となりません。	雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、 派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合 には原則として被保険者となります。 ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。 ○季節的に雇用される者であって、次のいずれか に該当するもの ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 ○昼間学生
個々の労働 者の届出	労働者ごとの届出は必要ありません。	新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、 事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワー ク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が 必要です。 また、雇用保険被保険者が離職した場合は、 「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等 の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。 労働者から役員へ変わった場合等、ご不明な点 は公共職業安定所へ別途ご確認ください。
法人の役員 (取締役) の取扱い	 代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労 災保険の対象となりません。 ①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地 位にある者であっても、法令・定款等の規定に 基づいて業務執行権を有すると認められる者 以外の者で、事実上業務執行権を有する取締 役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労 働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、 原則として「労働者」として取り扱います。 ②法令、又は定款の規定により、業務執行権を 有しないと認められる取締役等であっても、取 締役会規則その他内部規則によって、業務 執行権を有する者と認められる者は、「労働 者」として取り扱いません。 ③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる 事を得ないものとされていますが、事実上一般 の労働者と同様に賃金を得て労働に従事して いる場合は、「労働者」として取り扱います。 ※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の 部分は含まれず、労働者としての「賃金」部分 のみです。 	株式会社の取締役は原則として被保険者とな りません。 ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、 工場長等の従業員としての身分を有する者は、服 務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格 の強いものであって、雇用関係(注2)があると認め られる者に限り「被保険者」となります。この場合、 公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類 等の提出が必要となります。 ①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。 また、株式会社以外の役員等についての取扱 いは以下のとおりです。 〇合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式 会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被 保険者となりません。 〇有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同 様に取り扱います。 〇農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らか でない限り被保険者とはなりません。 〇その他法人、又は法人格のない社団もしくは財 団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被 保険者とはなりません。

区分	労災保険	雇用保険
事業主と 同居して いる親族	 事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。 ②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。 	 原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。 ①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること ③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと
出向労働者	出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、 出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事 する場合は、出向元で支払われている賃金も出向 先で支払われている賃金に含めて計算し出向先 で対象労働者として適用してください。	出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出 向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある 労働者に該当するので、その者が生計を維持する のに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関 係についてのみ被保険者となります。
派遣労働者	・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労 働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。	 ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用見込みがあること ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	すべて対象者となります。	日々雇用される者又は30日以内の期間を定め て雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てて いる者は日雇労働被保険者となります(臨時・内 職的な場合は該当しません)。

(注1)株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2)業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

※雇用保険マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日以降、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であって、そのうち2つの事業所 (1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満であるものに限る。)の労働時間 を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31日以上である場合、労働者本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇 用保険の被保険者となることができます。



①…令和6年4月1日から令和7年3月31日までに使用した労災保険対象者の数(各月末 (賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者 の数及び賃金の総額を各欄の区分により記入し、その合計(⑤欄及び①欄には③欄及 びⓒ欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑥+⑥欄には、⑥欄の額 に⑫の⑥欄の額を加えた額を記入し、⑧欄には、①欄の額を記入してください。)をそれ ぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記 れしてください。	組様式第4号 ① <u>府県 際 府県 際 管轄 基幹番号 枝番号</u> 3 <u>3</u> 番号××301930010001 ③ <u>4</u> 項用保険 事業所番号××01-064115-3 ⑤ <u>4</u>	耳業の 耳業の 房 事業主の
 (1)「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、令和6年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数) (令和6年度の各月末(賃金締切日がある場合には) 	区 分 (1) (1) 常 用 労 働 者 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	 一般 打 1者扱い 有する者 従事し、
日末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計 12 (ただし、令和6年度中途に保険関係が成立し) た事業にあっては、保険関係成立以後の月数	合和 6 年 4 月 11人 2.768.898 円 1 人 5 月 11 2.759,845 1 6 月 11 2.738.461 1	363,5 366,8 368,7
 (2)「1ヵ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。 ※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。 また平均人数に「賞与人数」は含めません。 	7月 11 2,749,515 1 8月 11 2,821,268 1 9月 11 2,722,413 1 10月 11 2,899,716 1 11月 11 2,896,855 1 12月 11 2,873,226 1 令和 7 年1月 11 2,875,869 1	354,9 362,7 363,9 363,6 365,9 360,5 360,5
	2月 11 2.783.193 1 3月 11 2.767.933 1 賞与等6年7月 5.591.225 5 年12月 6.670.719 5	361,9 372,3 752,7 897,3
12…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「承認されている給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、①欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。	合 計 45,919,136 6, <u>¹² 令 和 6 年 度 確 定</u> 特 別 加 <u>承認された給付基礎目額 保険料算定基礎額 氏</u> 12,000 ^円 4 380,000 ^円 ○○ (,015,5 入者 名 〇〇
③…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に⑭の①欄の額を加えた額を記入してください。	10,000 H,500,000 CC C 10,000 3,650,000 CC C H H H B 8,030 FH)〇 〕〇 計

⑭…各欄は次により記入してください。

- (1) 令和7年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の2分の1以上、2倍以下の場合には、「母合計」欄に「前年度と同額」と記入し、①欄から〇欄までは記入しないでください。
- (2) 賃金総額の見込額が2分の1未満、2倍超になる場合は、①欄は、令和7年度における1日平均使用労働者の見込数(延使用労働者数を所定労働日数で除したもの)を、 ②欄は、令和7年度における1ヵ月平均被保険者の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記①の1日平均使用労働者の見込数)を、 ②欄は、令和7年度の支払賃金総額の見込額を、 ③欄は、令和7年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、 ③欄に、 ③欄の額と ○の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。



.... 9

保険料・一般拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

この申告書内訳は、委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

6

労災保険率のメリット制の適用を受ける事業については、別 葉に記入し、上部余白に(メリット適用分)と記入して区分します。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各葉に必ず小計を 記入し、別葉の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、 総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在 地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別葉の総合計分の みに記入してください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用し ますので、必ず提出してください。 ⑨…上段には、⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満 の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。中段に は、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数が あるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。下段には、(-)欄と (特)欄の合計額を記入します。労災保険率メリット制適用事業につい ても、同様の計算方法により記入してください。

なお、申告書内訳(甲)の様式に従い、一般の労働者の労災保険料 と雇用保険料を別々に計算した場合、労災保険と雇用保険の賃金総 額が同額で、労災保険料率が「0.5厘」単位の料率があるときは、「1 円」の差額が発生することがあります。このような場合は、労災保険料 に「1円」を追加してください。

- - -



④…⑦の(-)と同額を記入してください。 ただし、平成19年3月31日以前に成立 した一括有期事業があれば、その額 は除きます。







法人番号の記入について

1 「法人番号欄」(③欄)が空欄の場合、国税庁から通知された13桁の法人番号を 記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しない ようご注意ください。)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、 各法人に指定された法人番号を記入してください。

労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法 2 人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください(法人番号が指定され ていない労働保険事務組合については、空欄としてください。)。

ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する 申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事 業場が法人でない場合は、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(個 人番号の記入はしないでください。)。

また、前年度までに法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申 告書に印字されてありますが、訂正する場合はP.3をご参照の上、訂正してください。

記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当をする場合)

充当意思とは

8

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠 出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。 充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」」
---------	--------------

充当意思「2」「一般拠出金のみ充当」

充当意思「3」「労働保険料及び一般拠出金に充当」」 → 記入例2③へ(P.17)

- → 記入例2①へ (P.15)
- → 記入例2②へ (P.16)

「⑳充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当で きますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - 「③充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。 (1)労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、余りは一般拠出金に充当されないため、 7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。 (2)一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、余りは労働保険料に充当されないた め、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - 「③充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。 (3)充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要です)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「①延納の申請」の納付回数が「3」で、「③充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、 第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険 料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
 - なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照 ください。

記入例2① 労働保険料のみ充当した場合の例



記入例2② 一般拠出金のみ充当した場合の例



.... 16

記入例2③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例





記入例3 充当後還付額が出る場合



還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を 行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。) (管轄の労働局へご提出いただきますようお願いします。 還付請求を行う場合について

◎ 還付金の請求について

9

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付 請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

① 厚生労働省HP(「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してくだ さい。)からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)



②労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒(切手貼付)を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」 である旨を記載し、送付してください。





※口座振替を利用している事務組合の申告書について

口座振替を利用している事務組合への申告書には、以下のように印字されています。
 この申告書は金融機関(銀行、郵便局等)で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。
 口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。



[口座振替に関するQA]

- Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。
- A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引 き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしく お願いします。

11 一括有期事業の申告書の書き方

年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表・一括有期事業報告 書(建設の事業)」の提出が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐 採の事業)」の提出が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申 告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書は各労働基準監督署で入手できるほか、<u>厚</u> 生労働省ホームページ(URLは以下のとおり)からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、 「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用く ださい(下記 URL 又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係 主要様式)」で検索してください。)。



<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/roudouhoken.html

電子申請を行う場合は、上記ツールもしくは紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、添付してください。

●−括有期事業の要件(建設の事業)

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く (※))、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっ ています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満でかつ概算保 険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、一現場ごとに一つの事業として(これを 「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をするこ ととなります。

●申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定 申告していただくことになります。取りまとめ漏れがないよう十分にご確認ください。

1 元請工事

元請負により実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

ー工事の請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ概算保険料額が 160万円未満の工事。

3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) に終了した工事。

(令和6年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満(消費税額を含む)

●保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合 があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を 正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支 払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も 算入されますからご注意ください。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与 された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工 事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.31を参照してください。



(注)請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の 機械装置のみです。以下の「3 機械装置の範囲」を参照してください。

3 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組 立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記の とおり具体例が示されています。



一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料 額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

申告する事業の算定期間については、P.21の工事期間(例)をご参照ください。

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採 の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申 告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)



①一括されない有期事業(単独有期事業)

有期事業の一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業 現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険 関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄の労働 基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

②労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が40万円以上の事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の 「保険料率」の「メリット料率」欄に、<u>昨年度送付した「令和6年度労災保険率決定</u> 通知書」に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和7年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「令和7 年度労災保険率決定通知書」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改 定労災保険率(メリット料率)」により、概算保険料額を算出してください。

令和7年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる 労災保険率(事業の種類ごとに定められた労災保険率)により、労災保険料を算出してくだ さい。

※ 令和6年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事が ある場合は、P.30をご確認ください。

③一括有期事業の特別加入者の労災保険率について

建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、特別加入の前 提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率 としてください。

主たる事業の種類に変更がある場合は、「名称・所在地等変更届」(様式第2号)により 変更の届出をしてください。

一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

12

- 1 令和6年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、P.32~33の「労災保 険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 2 右記の記入例(P.25)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された 期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平 成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日 以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 3 「回請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与さ れた場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 4 「①請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号 36の機械装置のみ認められています。P.22を参照してください。)の価格が含まれている場合、控 除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 5 賃金で算定する工事は、右記の記入例(P.25)にならって、「①請負代金の額」欄、「⑤請負金額」 欄には該当する請負金額を、「③賃金総額」欄には該当する賃金総額をかっこ書きで記入してくだ さい。
- 6 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始した工事については消費税を除いた額を記入してく ださい。

記入例

※
 令和6年度中に終了した元請工事がない場合は、
 報告書の提出は必要ありません。



様式第7号(第34条関6	系)(甲)〔別紙〕	4 -1					賃 こ 入	金で算 のよう してく	定し7 こカッこ ごさい。	た工事は、 コ書きで記		Ē	事業主控		
労働保障	食番 号	府県 所掌 管轄 × × 1 0 1	基 9 0	幹番 01	号 05	志 5 0	·番号 01					2	枚のうち 2 枚目		
事業の	名 称	事業場の所在地	事	業の	期間]	①	情 負 頁 □ 請負(加算・	金 代金に する額	 額 の 内 奇負代金から 控除する額 	訳 ② 請負金額	 2 労務 費率 	 賃金総額 		
××邸内装工事		××市 ××-××-×	6年 6年	4月 5月	1日 31日	ーから ーまで	(6,000,000	9)	円	P	(6,000,000)	賃金で算定	(720,000)		
△△邸内装工事	(#10(4	ΔΔ . ΔΔ-Δ-Δ	6年 7年	4月 3月	10 ⊟ 15 ⊟	から まで	22,000,700	o			22,000,700	23	5,060,161		
(平成30年4月1€ 工事開始分)	习以降	(小計)	年年	月月	日日	」から 「まで					(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161		
請負金額500万円未満の工事(取りまとめて記入できます。		年 年 年	月 月 月	H H H	から まで から							計 5,780,161			
			年 年 年	月 月 月 月		まで から まいら			賃金 (小計 を記)	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓		合、上程 役は請り に上段	う、上段は賃金で算定した は請負金額による賃金総 に上段と下段の合計(小計		
			年 年 年	月 月 月	日 日 日	まで から まで									
			年 年	月 月	日 日	ーから ーまで									
事業の種類	38 既設建	案物設備工事業		計			(6,000,000 22,000,700	0) 0			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161		

13 一括有期事業総括表の書き方・記入例

1 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。

一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります事業の種類、事業開始時期ごとに「一括有期事業 報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してくだ さい。その額に、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算してください。

2 昨年度(令和6年度)にメリット制が適用されている事業場は、昨年度送付している「労災保険率決定通知 書」により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了し た日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算 定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。 1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

			10/200	112-3-00 0	т »лц ю					
兼式第7号(第34条関係) (甲)		労 括有期事業報	働保隆 告書(發	_後 書設の事	業)		耳	業主控		
労働保険番号	<u>府県</u> 所挙 管轄 × × 1 0 1	基幹番号	支番号 0 1				2	枚のうち 1 枚目		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	 ① 請 ④ 請 負代金の額 	 負金数 回請負代金に 加算する額 	 の内 請負代金から 控除する額 	訳 (二) 請負金額	 ② 労務 費率 	3 賃金総額		_
〇〇八イツ新築工事	00郡00町 00-0	29年 4 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで	94,500,000	円	円	94,500,000	23	円 21,735,000		
(平成27年4月1日~平成30年 3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				94,500,000		21,735,000		-
××邸新築工事	××市 ××-×-×	6年4月1日から 6年9月30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023		
△△邸増築工事 (世8)件	∆∆† ∆∆-∆-∆	6年 5月 1 日から 7年 3月 15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8052,141		
(平成30年4月)曰以啓 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				55,009,414		12,652,164		
事業の種類 事業の種類 (酸設建築物設	6備工事業を除く)	計	149,509,414			149,509,414		34,387,164		
し注意」 社会保険労務士記載欄は、この	の報告書を社会保険労務士2	「作成した場合のみ記載すること。		□提示 社会保険 労務 北 報 欄	成 午 月 日 出 代 行 者 務代理者の表	. 氏	: 名	電話番号		
様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙) 労働保険番号	府队所能管幅		枝番号				2	事業主控 2 11		
事業の名称	本 本 ・	事業の期間	① ① ⑦ 請負代金の物	青 負 金 1回請負代金に	額 の 内 の請負代金から	訳 (二) 請負金額	② 労務	3 賃 金総 額		
××邸内装工事	××市 ××-××-×	6年4月1日から 6年5月31日まで	G.000.000	加算する額 円 円))	控除する額 	(6,000,000) 11 m	(720,000)	ſ	
△△邸内装工事 他10件	ΔΔ ΔΔ−Δ−Δ	6年4月10日から 7年3月15日まで	22,000,700)		22,000,700	2	5,060,161		
(平成30年4月1日以幣 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まず 年 月 日から	5 5			(6,000,000 22,000,700		(720,000) 5,060,161		
		年月 日まで 年月 日まで	- 					計 5.780.161	1	
		年 月 日末3	3							

※令和6年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません

兼式第7号(第34条関係)(甲)〔	归紙〕			事業主控
労働保険番号	府県所掌管轄 × × I 0 I	基幹番号	友番号 0 1	2 枚のうち 2
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	 請 負 金 額 の P ⑦請負代金の額 ⑦請負代金に 加算する額 ⑦請負代金に 控除する額 	 Ⅰ 訳 ② 第務 ⑤ □ 請負金額 費率 ⑤ ⑤ ① 請負金額
本×邸内装工事	××Ѣ ××-××-×	6年4月1日から 6年5月31日まで	н (000,000,0)	円 (6,000,000) 資金で算定 (720,00
△△邸内装工事 他10件	$\Delta\Delta \phi$ $\Delta\Delta - \Delta - \Delta$	6年 4月 10日から 7年 3月 15日まで	22,000,700	22,000,700 2 5,060,16
(平成30年4月)日以落 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		(6,000,000) 22,000,700 (720,00 5,060,16
		年月日から年月日まで		計 5.780.16
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
事業の種類 38 歳	設建築物設備工事業	카	(6,000,000) 22,000,700	(6,000,000) 22,000,700 5,780,16

記入例

※令和6年度中に終了した元請工事がない場合は、 総括表の提出は必要ありません。

	労働保険番号	府県所掌管 VV10	i 基 幹 番 1 6 0 0 1	; 号		-	一括有期	事業報告書	· 2 枚添付	
業種	****			労務		保険	料率	10 5	10 JUL 42	Ī
番号	事業の種類	- 事 兼 開 始 時 期 平成27在3日31日	請 貝 筮 額	費率	頁 金 総 額	基準料率 1000分の	刈ット料率 1000分の	1禾	庾 科 額 四	
0.1		以前のもの 平成30年3月31日		18		89				
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	以前のもの 令和6年3月31日		19		79				4 3
		以前のもの 令和6年4月1日		10		2.4				一 一 般 般
		以降のもの 平成27年3月31日		19		16				他 代 出 出 金 金
39	道欧新設重業	以前のもの 平成30年3月31日		20		10				はと事は
02		以前のもの 平成30年4月1日		19		11				来 (石 工 緒
		以降のもの 平成27年3月31日 以前のもの				10				事 に
33	舗装工事業	平成30年3月31日 以前のもの		18						開 る 健時 康
		平成30年4月1日 以降のもの		17		9				「耕が工
		平成27年3月31日 以前のもの		23		17				平の 成 救 1 落
34	鉄道又け軌道新設重要	平成30年3月31日 以前のもの		25		9.5				- い 9 に 年 関
04	シンモヘイムサルモが国文 芋木	・ 令和6年3月31日 以前のもの		24		9				4 す 月 る 1 注
				19		~				1日第
		平成27年3月31日 以前のもの		21	+	13				降 3 の 5 本
35	建築事業	平成30年3月31日 以前のもの 平成30年4月1日		23	21,735	11			239,085	, べ 第 て 1
		以降のもの 平成27年3月31日	55,009,414	99	12,052	9.5			120,194	の項事せ
38	野設建築物設備工事業	以前のもの 平成30年8月31日		44		15				来 丞 (づ 工 き
50	成成是采物設備工業未	 以前のもの 平成30年4月1日 以降のもの 	(6,000,000)	23	E 79()	12		d	19360	事労
		以降のもの 平成27年3月31日 以前のもの	22.000.700	38	5,700	7.5		H^{-}	07,300	を保険適
	組立て又は取付け	平成300年3月31日 以前のもの		40		0.5				対用象事
	に関するもの	令和6年3月31日 以前のもの				6.5				と兼するが
20	機械装置 の組立て	令和6年4月1日 以降のもの		38		6				。 6 御
30	又は据付 けの事業	平成27年3月31日 以前のもの		21		7.5				する
	その他のもの	平成30年3月31日 以前のもの		22		6.5				
		令和6年3月31日 以前のもの		21			小制が清	演用されてい	いる場合は、	を指
		市和6年4月1日 以降のもの 平式92年2月21日				昨年	度の労	災保険率	決定通知書	す。
		平成21年3月31日 以前のもの 平成30年3月31日		23		を参 算し	照し、メ てくださ	リット率を い。	記人の上計	
37	その他の建設事業	以前のもの 令和6年3月31日		24						
		以前のもの 令和6年4月1日		22		15				
		以降のもの 平成19年3月31日		20	0					
/	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以前のもの			40167	/			428.639	
		一.船加山会/+司	5成10年7日1日11路)-		^② (①を除いた合計)	^③ 一般排	见出金率	一般		Ì
		開始した工事の	みとなります。		40.167	100)分の 02		803	
別添	《一括有期事業報告書の	の明細を上記のとおり)総括して報告します。	<u>ک</u> ا ۲			郵便番 電話番	}(x x x }(x v v	- x x x - x x x	. <mark>-</mark> x x
	令和7 _年 6 _月	13 🗉			1円未満の端数は 切り捨て 住 所 C)〇市	00	0-C)-0	
	00 労働局労働	呆険特別会計歳)	入徵収官 殿			代会社	生〇(帝犯)エ務及		\bigcap
					氏名してオ	医耳关系	(ス			

建設の事業の申告書の書き方・記入例 14

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「一括有期事業報告書」や 「一括有期事業総括表 | により「保険料・拠出金申告書内訳 | を作成し ます。

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」で算出した概算保険料額、確 定保険料額等を申告書に転記してください。



様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

32701 都道府県 所掌 管 轄 基

分

+

労働保険料

労災保険分

雇用保険分

般拠出金

⑦ 区

なるべく折り曲げないようにし

確定保

算

定内

訳

31759 石綿健康被害救済法一般拠出金

_

ΙÖ

8保险料

労働保険概算・増加概算・確定保険料由

番

簋 定 期 間

会和6年

Į Į

一般拠出金算定基礎額

X X 1 0 1 9 0 0 1 0 5 - 0 0 0

記のとおり申告 ※修正項目番号



<u>電子申請を行う場合のアクセスコードです。</u>

P.36の「電子申請のための「アクセスコード」について」を こ覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」の④欄の合計 数を記入してください。

〔確定〕

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

「保険料・拠出金申告書内訳」から転記してください。

〔概算〕

⑭欄 「概算保険料額」

令和6年度の工事実績に基づく「賃金総額」の2倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和6年度と同額で算定してください。

(2倍を上まわるもしくは2分の1を下まわる場合の計算方法については、最) 寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。

なお、令和7年度メリット制適用事業場においては、「令和7 年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してくだ さい。

①欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額に関係なく、3回に延納することができます。

20欄 差引額

※不足の例 18欄の金額より10(イ)欄の金額が多い場合
 18欄 10(イ)欄 10欄 26欄 差引額

確定保険料額

=

(ハ) 不足額

93,255円

400,000円 493,255円

申告済概算保険料

※充当の例 P.14以降を参照してください。

28欄、29欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、労働保険事務組合の住所・名称を 記入してください。

今期納付額を記入

- ※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
- ※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機 関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条) ※金額の前に必ず『Y』記号を記入してください。

^{注意事項}「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び 労災保険率について

令和6年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」* の元請工事がある場合は、下記にご注意ください。

※ 平成30年4月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保 険率に誤りがありました。令和3年2月に修正した労務費率及び労災保険率は下記のとおりです が、平成30年4月から令和3年1月までに労災保険の保険関係が成立した事業等に係る総括表の記 載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

事業の種類【水力発電施設、ずい道等新設事業】
 (修正前)
 (修正前)
 (修正後)
 労務費率: 19% → 18%
 労災保険率: 62/1,000 → 64/1,000

なお、令和3年4月から令和6年3月までの労務費率は「19%」、労災保険率は「1,000分の62」 のままで変更はありません。

別添様式

	年度-	労働保険等 一括有期事業総括表(建設の事業)	業主控						
<u>i</u>	労働保険番号	府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号	故添付						
業種 番号	事業の種類	事業開始時期 請 負 金 額 第務 費率 賃 金 総 額 保険料率 基準料率 保険	食料額						
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日 以前のもの 円 18 千円 1000分の 89 1000分の 平成30年3月31日 以前のもの 19 79 今和6年3月31日 目前のもの 19 79	円						
		今和6年4月1日 以降のもの 19 34							
32	道路新設事業	平成27年3月31日 以前のもの 20 16 11 11							
33	舗装工事業	業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の 事業開始時期が「令和6年3月31日以前のもの」について は、「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となってお							
34	鉄道又は軌道新設事業	は、「方務資率」及び「基準科率」の欄か空欄となってお ります。 記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認 ください。							
35	建築事業	平成30年3月31日 11 以前のもの 11							

令和6年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場 合の注意事項を、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご確認ください。

- ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。 (下記のURLもしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。)
- <URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html



15 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。 また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成 27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、P.24の2の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「⑤請負金額」欄の「計(小計)」については、2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日~ 平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	<u>適用される</u> (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	<u>消費税を除く</u>	適用されない

計算方法の例

①事業の期間:平成25年9月1日~令和6年4月30日、請負金額8,610,000円(うち消費税額410,000円)、事業の種類が38の 場合

8,610,000円(<u>消費税込み</u>) × 22%(労務費率) = 1,894,200円(賃金総額)

②事業の期間:平成26年12月1日~令和6年5月29日、請負金額5,400,000円(うち消費税額400,000円)、事業の種類が38の 場合

5,400,000円(<u>消費税込み</u>) × 105 / 108 = 5,250,000円(<u>消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額</u>)

5,250,000円(<u>消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額</u>) × 22%(労務費率) = 1,155,000円(賃金総額) ③事業の期間:平成30年4月10日~令和7年3月15日、請負金額23,760,000円(うち消費税額1,760,000円)、事業の種類が38

の場合

22,000,000円(<u>消費税抜き</u>) × 23%(労務費率) = 5,060,000円(賃金総額)

16 事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業		Ø	種	類	工事開始日が 平成24年4月1日~ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日~ 平成30年3月31日 のもの		工事開始 平成30年4 令和6年3 のもの	日が 4月1日~ 月31日	工事開始日が 令和6年4月1日~ のもの		
						労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	
31	水ずい	力	発電等新	電施 設事	設業	18%	1,000分の 89	19%	1,000分の 79	18% * 19%	1,000分の ※ 64 62	19%	1,000分の 34	
32	道	路	新言	殳 事	業	20	16	20	11	19	11	19	11	
33	舗	装	工	事	業	18	10	18	9	17	9	17	9	
34	鉄道	首又に	は軌道	新設	事業	23	17	25	9.5	24	9	19	9	
35	建(既	多 設建築	た 物設備□	事 E事業を	業 除く。)	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5	
38	既訂	<u>史建</u> 美	桑物 設	備工業	事業	22	15	23	15	23	12	23	12	
36	機構のア	載装 組立 け据	組立 [、] けに	て又は 関する	取付 もの	38	75	40	65	38	65	38	6	
	く又は招 付けの事 業		その他の		の	21	1.0	22	0.0	21	0.0	21		
37	そ	の他	の建	は設事	業	23	19	24	17	24	15	23	15	

※ 詳細はP.30をご確認ください。

17 労災保険率適用事業細目表(建設事業)

事業の種 類の分類	事業の種 類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	 3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び(35) 建築事業を除く。
	33	舗装工事業	 3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び(35)建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	 次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業を除く。) 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業(3103)陸道新設事業の態様をもって行われるものを除く。) 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 こ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業((3507)建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ニ 酸房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ニ 酸房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ニ 酸房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ニ で物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業 3505 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業 ニ たい雪覆い、雪止め橋、落石積い、落石防止欄等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。) ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、欄、庭園等の建設事業

事業の種 類の分類	事業の種 類の番号	事業の種類	事業の種類の細目
建設事業	35	建築事業 ((38) 既設建築物設 備工事業を除く。)	 3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工 事業	 3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業 及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機 械の組立て又は据付けの事業、(3802)既設建築物の内部におい て主として行われる電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 エ 作物の塗装工事業 へ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て 又は据付けの事業 ※「その他のもの」 に係る労務費率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	 次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業((3103)内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉱毒沈澱池、ブール等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) ほ装工事業及び(3505) 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

18 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の 皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(ア スベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康 被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てられます。

(1)対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用さ れてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこ ととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)

厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している 第35条 事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該 元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。 2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2)納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の 仕組みはなく、確定のみの手続となります。

- 延納(分割納付)はできません。
- (3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場 であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用はありません。

- (4) 算定方法
 - [継続事業の場合]

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1,000分の0.02)

(例)賃金総額1千万円の場合

1千万円×0.02/1.000 = 200円(1円未満切り捨て)

- 「有期事業の場合】
 - 平成19年4月1日以降に開始した事業(工事等)の分を申告・納付します。
 - ①支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1.000分の0.02) ②特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合) 請負金額×労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1.000分の0.02)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けら れた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病 により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医 療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ)は以下のとおりです。

・独立行政法人 環境再生保全機構



・環境省 地方環境事務所 https://www.env.go.jp/region/





電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

① e-Gov(各省庁が所管する行政手続について申請・届出を行うことができるサイト)にアクセスし、 パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応しているか確認します。



準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Govで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Govから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Govマイページから取得できます。



詳しくは、P.37に記載の、 「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

 ⑥ e-Gov上で、電子納付に必要な情報(*)を確認します。

 (*)電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
 ⑦ e-Gov上でご利用になる金融機関を検索し、 遷移先の金融機関のインターネットバンキングにより保険料等を電子納付します。
 詳しくは、P.37に記載の、
 詳しくは、P.37に記載の、
 「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけではなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も 可能です。その場合は、金融機関へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。

※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。
※保険料を分納する場合、第2期、第3期分は、送付される領収済通知書(納付書)に記載の納付番号等をご利用いただくことで電子納付することができます。

●労働保険料の納期(令和7年度)

納期	全期·第1期	第2期	第3期
電子納付の 納期限	7月10日	11月14日	2月16日

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字 されている小文字8桁の半角英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、 労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の 項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内 容等を改めて入力する手間が省けます。

P.37~39に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照す るか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

<u>なお、e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については「e-Gov利用者サポートデ</u> スク」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

【サポートデスク受付時間】

4月・6月・7月:平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)

5月・8月から3月:平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)



[電子申請よくある質問]

- Q1.電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうすればよいで すか。
 - A.入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、ま ずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠 出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)

Q2.電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。

- A.納付方法は選択することができます。納付書での納付を希望される場合や口座振替 (P.20及び裏表紙参照)をご利用されている場合は、納付方法の選択時(P.39参照) に「電子納付以外」を選択してください。
- Q3.e-Govに対応した電子申請ソフトウェアにより、電子申請を行いましたが、問題なく受付されたのでしょうか。
 - A.申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなけれ ば、電子公文書(申請書控)を返信します。申請の混雑状況により返信に時間を要す ることがありますので予めご了承ください。 なお、電子申請ソフトウェアからの申請において、労働保険番号の入力誤り、概算保 険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力

内容を確認の上、申請してください。



●e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間 4月・6月・7月 平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで) 5月・8月から3月 平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付情報」から電子納付手続に進むことができます。

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

		G 中點案件状況	e Gov ≋ 7Φ I S									-
		1	メッセージ:3件									
仁功子動創築			発行日時 種	191	件名					発出元		既続状況
们以于奴科等			2024年4月15日 お 16時21分 お	知らせ	申請結果のお知ら	tt				東京労働局		未読
手続では、行政手数料等が必要です。	L N		2024年4月15日 16時13分 統	闷	保険料納付のお知	6 せ				東京労働局		既統
			2024年4月15日 お 16時12分 お	知らせ	保険料の電子納付	に関するお知らい	2			東京労働局		未読
府付方法を以下から選択してください。		1	公文書:1件									
● 需子続付			件名			9	化日時	取得期限	取得状况	取得日時	署名有加	詳細
			拉書類			2	024年4月15日 6時21分	2024年7月14	日末取得			詳細表示
2.3 振込者氏名											公文書をダ	ウンロード
			納付情報:件									
	'		時付番号	· 後記書 1	2 双防辐射器号	季続名			的付用限	納付金譜	BHTERSE #	(子請付
全角カタカナで入力してください。		-	1340010000000106	596086	00400	ロウドウホケン	>トウ06ネンド	1キブン 3	2023年7月10日	4221円	納付待ち	電子納付
		L L	戻る									

- 申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。
- 電子納付を行うにあたって必要な「納付番号」「収納機関番号」等が表示されていますので ご確認ください。
- ●「電子納付」ボタンをクリックすると、各金融機関のインターネットバンキング検索画面に 遷移します。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下Aからcの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

- A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合) 申請データの送信後、「申請案件状況」画面の「納付情報」にある「電子納付」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネット バンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。 遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。
- B 電子申請による年度更新申告手続後、ご利用の金融機関等のウェブページからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「申請案件状況」画面 をあらかじめ印刷しておくと便利です。

c 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「申請案件状況」画面 をあらかじめ印刷しておくと便利です。

注意事項

●インターネットパンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融 機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。



(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページhttps://www.pay-easy.jp/where/を参照 してください。)

●労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご留意く ださい。

●口座振替をご利用いただいている場合は、「電子納付以外」を選択してください。

●「電子納付」を選択した場合でも、納付書または納付書の電子納付番号を用いて納付することができますが、 e-Govに納付情報は連携されないため、納付に関するご案内のメールが配信される場合があります。二重納 付にご注意ください。

●「電子納付以外」を選んだ場合でも、納付書に記載された電子納付番号を使って電子納付することができます。ただし、e-Govに納付情報は連携されません。



ATMなどから支払うことができるように なるMPN(マルチベイメントネットワーク) が提供するサービスです。 詳しくはこちらまで (https://www.pay-easy.jp/)



22 報奨金(電子化分)のお知らせ(令和7年度)

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容を電子化したもの(以下「申告書内訳(電子)」といい ます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

交付要件

- 次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。
- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
- (2) 申告書内訳(電子)の提出は、電子申請又は電子媒体によること。
 なお、電子媒体の種類は、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、
 CD(CD-R又はCD-RW)であること。
- (3) 指定された形式(次頁「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」 の紙又は電子(PDF)媒体(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙等)」という。) と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

報奨金の額

報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託 事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき800円を交付 します。

申告書内訳(電子)の提出期限

申告書内訳(電子)は、年度更新時(6月2日~7月10日)に提出してください。

申告書内訳(電子)の作成

次頁の「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

交付手続について

報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照し てください。

問合せ先

管轄の都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

申告書内訳(電子)の作成要領



(※1)労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、 審査等の業務処理を支援するシステムです。

(※2) インタフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。



23 申告書内訳、申告書作成チェックポイント

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう 一度ご確認ください。

- <保険料・一般拠出金申告書内訳の作成について>
- □ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告からの転記ミスはありませんか?
- □ 労災保険率・雇用保険率に誤りはありませんか?
- □ 第1種特別加入者の算入漏れはありませんか?
- □ 第1種特別加入者の給付基礎日額に誤りはありませんか?
- □ 口座振替を利用している場合、1枚目の右上に朱書きで"口座"と書かれていますか?

<申告書の作成について>

- □ 常時使用労働者数(④欄)、雇用保険被保険者数(⑤欄)は記入しましたか?
- □ 法人番号(③欄)を記入しましたか?(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。) ※P.14を参照してください。
- □ 保険料・一般拠出金申告書内訳からの転記ミスはありませんか?

<その他>

□ 各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか?
 ※保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届を公共職業安定所(ハローワーク)に
 提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。

労働保険料は「口座振替」が便利です!

口座振替のメリット

●保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます

●納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません ※□座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます

●手数料はかかりません

●保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

保険料を延納(分割納付)している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期						
通常の納期限	7月10日	11月14日	2月16日						
 □座振替による 納付日 (引き落とし日) 	9月8日	11月14日	2月16日						
ゆとり日数	60日								
申込締切日	締切(※)	8月14日	10月14日						

(※)受付は終了しております。次年度若しくは第2期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了 ・ 中込用紙を入手 ・ 単二の一部ので、「「「「」」」」」 ・ 単二の一部ので、「「」」」 ・ 単二の一部ので、「」」 ・ 単二の一部ので、「」」 ・ 「」、

○毎回、引落日(口座振替納付日)の約2~3週間前に引落内容をハガキでお知らせします。
 ○引き落とし後(口座振替納付後)も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター